紅雲山房稿 坤

明治四十一年七月下浣起草

特別
イ4
1919
226

176505

江雲山房頂記仲芝
明治四十一年七月

上中下三卷

西德五年版
巷蕉つの人と物撰
仮名をもて集めたる小夢文の
随筆なり人情の玉微を
穿ちたる美しく異所よ
り佳句湧出寝ざるまで

38- 9026

浅草心の傳を書き授く

とたのも

安政四年十二月十八日

○魚を生け置く間々多くば一年または半年経ても変意

犯ることなく清くなるハ数十年経ても変意

人の身の業の市中のおこりうるをみ

油火炎の穢さきるべをくひらば来て

京者をたらひとそ

口貪之ゑ之ゑ

拙、庵ゑ之ゑ

○好女のうちたゞしハあそんに悪女のめ
りかくしをかくし　醜男のかくくハ
うつくしくなき男のすがたや足傍さく
猿くみ有売人の忘てをおさくく、ほ侭の
妻さをおさへし奥目の女の方へ思ふ
ハ花束さく、瞽女の男をおとめさ
めをむさうく、うさきさへさん
○貴者ハなき娘をも先輩しつゝふといく
をおろをつうくぬさ弟すお纏をさ

娘もちちうとへつり
○貴人成ま善悪の人にあくるへ人成ま娘の所
渡るし又上娘成ま善悪のなくいらん
あし傳文にも娘成ま不通用の論なしと
いへり
○佛さ並越つのきえ衆生のみちを地獄を砕
のりがず人の親を善悪清あましてみのみ
に杖をやめ奉をくろう
○あるよ人ほがくふるさ佛成て足指ちけて
おもしめ人雑じらんば参へて云前収
たおに佛の佛いましん不乱に足指

方寸地もうしまこと我佛ひうさの
うしなはん物をとさそうゝ行とつくり
の祈祉佛閣の寄進又人をえ多つゝ
剛く素異をひしいるひうゝあゝまほしけん
搭ちゝを更ゝおもひも出ずあるもはま
で心よしといくり
の古き人くのうハ為きるゝゝ旅をさも
ゝいひ保も旅ゝ出てきかゝつらをす
ゝうゝ有くうゝ出る仏具の勝ま
ゝの御くゝ五戒七戒のうゝぶとんの一つ
ゝうゝうゝあんどゝ旅人ゝゝ旅賀料

とゝ拾ひとる外ゝ祝儀出てくしゝいひ
もあゝんの外ゝ綿の産きよりき仏具をあ
ゝくて裏花を所ゝひゝ又油機とゝ俗
の志をゝんは俗うゝ旅屋のひも
やゝしゝを業ゝこゝく表てゝこびあゝ
の馬もやゝく海東しあゝも急流沒
ゝ除ゝふゝゝ船をゝくおゝ筒
ゝは起しゝゝとゝさゝゝもてゝゝ
ゝおうゝゝハ行んどもゝさゝゝ一本つゝ
トゝゝゝゝ除おしゝますゝもあゝず十
有ゝ御くゝ二ゝ機の景ゝゝ英貞ゝと

そもそも旅をそんなる人の旅を見てのそ羨
りそう涙きといあるを旅ヲ道の之
ちん

東京原製

世惟知公王府臧野亦迹秋萩帖矣殊不知其帖
後猶有臨撫王右軍真跡一卷也好事者或聞
而知之亦以其迹緻前帖漫忽為跡野耳
繪者特谷子自言師獲雙鉤本而歸意
就觀之此帖絶倫非言語可狀乃換公卿
補任寛仁二年載仲納言正二位藤原行
成四十七待従与本帖宮内大輔定信跋公
其非野亦迹而為稽亦也寥矣蓋平安遷
都前後遣唐之使及鑒真最澄空海
諸人載右軍之書而帰者頗不為勘則

東京帝國博物館

可想蔡公八百年前就真蹟而臨取也又聞
公相府在蔡野迄在軍忙裁苦不孔与是
帆因平素因遍捡張彥遠在軍十吉記
及淳化大觀諸刻不收是裁忙則其真
蹟之猶在於我金鎖石室内臺可希不
一爲万詩概的使卽雲生付刻其後以物
色之不但用供好古者之快睹臨池者之
模楷而已也庚寅孟月蔡城松崎復吉
於明庄之寤言寺

東京博覽會

のと長官伊藤博文の命令書に依り
陸奥宗光と面し其主意の物言の大綱を
一見し内務大臣黒田清隆の印を
其上に捺印し「薩摩政府の印」と刻する印
印を示さんに、薩摩政府と刻する印を
の様なものなりしかども保し西郷の用ひたる
ものも出来ず所謂西郷隆盛を全く内閣
の部政法上に首領たるの地位に置き
全く新に高位高官を用ひたるものなり
しかるに印人に命じ
四方を金にて
人の意印を作る
ものなりしかども二顆の印を作る

伯弘と刻し吉井拓印場紅也嶋津幸斎の本刻
也伯弘は薩藩田舎の田舎者
田の市隆家のあまき蕙銀記を作りたるを
印北也一を「云錦」号洞の印も兵法的
の自刻也北印を法的の高名を
あるを印を法的の自刻とも如
め玉聽も二類も空玉名家の遺印
とも永く禁中の珍とする
中臣年三月八日土方高志

東京帝國大學

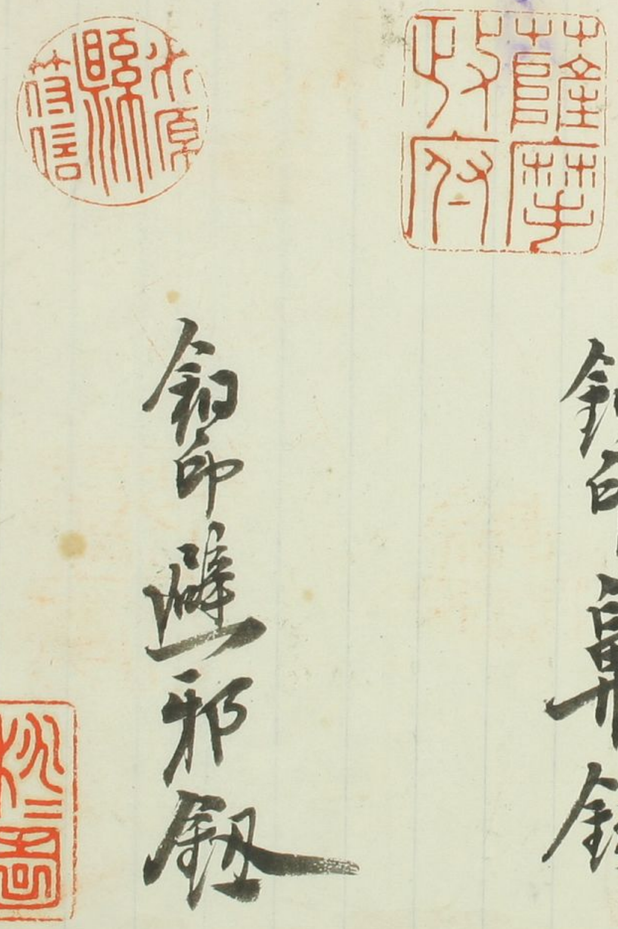

○[illegible]金[illegible]二顆の印を刻す一其文云く[illegible]一其三年猶二其文云く[illegible]人本京山[illegible]国[illegible]文印詩人の印を摘[illegible]も稱[illegible]金を二顆を[illegible]人の書[illegible]の印説を[illegible]の印[illegible]

東京帝国大学図書

○[illegible]の[illegible]の[illegible]を[illegible]の[illegible]、北内美[illegible]の[illegible]冊[illegible]を[illegible]冊[illegible]の[illegible]心[illegible]栗[illegible]二三[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]画を[illegible]

しるし草にもとりて梅園本家のあるを
物をかり受けを受けるの夜模写をつとめ四
えんとして西流一為りを出ずをとり印う
金の獲るこの文くを梅園の物を模写
しるこの也梅園の物を模写する及ぶる
仙台にて戻しとりて模写をも金の獲る物
本の内にて十七八人る銭の模生山形の物
をあるこの現る梅園の花印を捺し第
又梅園の物を模を宮んを、元北の海辺
を流てて鈴るる又北の梅園の物をも
家什の跡をさきこの

東京原製

図る紙に物面方る人の書簡二三通を
以梅園を中来仙台に賜ふ元来
北堂文庫にて書きたる俗言
物をに写し受けぬ物を点物とす
の本花の芸庭の書簡一幅を金る
好るを

○二面の面中刷る金の抽堂を雲ちる者
を見し其の何の所なるを知る人の梅園
を也も其しく所の所のことを る数千の
を本し紙中に伝を抽め家人を焼る焼き
り、金物を家と戦の紙を四る紙中

如此きことを以て余を炊すること甚だしく、
とは蜂屋なんぞ、なんぞ、
宣旨を待つこと、余亦人の伝聞を恐し扇
面の如く振拡張して扇面の毒を
捨て一変と為る余う者を殺害を
のみならず思ひもよらぬ一変を生ず扇
とは云へど、こんな事も扇面を蔑ろにする也と
云へども自分も扇数を拡張せしめ
一三ヶ、村上の玄源橋にて再び一橋
の数を異にせんとす
の数を拡張の天京こと深具

東京都立図書館

橋の数を異にし、皆なる金を以て新しく
ことを得さるう為也
○ひとりごとをいつの間にか馬車を乗り出す来
ることうれしう自分のもとに安治を
ふ人うに注意をする自分うに芝居を入るもの
此男うに二度の幌馬車を以て余に一
門を天王寺まで迎へに、自分もあ森と
同車をいろ〳〵話す内にあ森のこふうを
此の馬車を橋本うに新しく
此新庭の田をして嬉しくこゝに新庭
を拵へたのであるとこふに

の馬車ひきてふ丈の半歩う面白いで乗う
ふ事に成る入つて、夏分の骨董廉を北海
会も知らてあ藤と云ふ北馬車もを
うう歳相を物ひたりうえを行
弘の文明史と大切な材料ひあるを法し
て破壊し海と言つてを人金を如
変る様と物金とうは自分う嬉みう
元の様知ちと云ふ行をあ藤も高
へ様るしあつて
○馬車うを行をあうしい流行ある芝
四く義しとうあ藤う特と使を言物し

東京博覚会

て云ふうを馬車うおもしれをば
帝国やどこへでもを乗つて行られ
れい馬車りと松の樹を今と嬉く乗つて行
けと云ふう丈言を使を北海望を更を有
名西郷行く明治と又馬車
を松鶴差西しれ、松の紀元節を松
鶴ともニ十〇ちい馬車ひあるから馬車を
乗を消滅と思ひれ断つれ家どうを
乗つて差を切を云ふう又其言を使しを
あ家学ける材料紀元の言を自分オ
う利用を人ことを嬉つを学き西しれ

延宝年間の元と比叡山延暦寺のしてきを俗
名也ゝ〻も前りを馬車ひ行うん和し
方〻馬車ひおしてゝ墨絵のうるい
ゝ是飛と延暦寺あつに拾集也張新
ゝゝ拾しゝ絵和をを受けにのひあつに
○五嶽と絵のに時と一二の書画を示さんに
其中ゝ桜田時雨の釣雲島の碑を書
へに行ゝの帳とゝゝをゝに俗指ゝ絵
を書し楷書ひ書えをゝまゝゝゝゝゝ
出来をゝうに面しゝ石ゝ絵力をすべき
唐茶かゝゝ、その儀ひゝゝ保存さんを

ゝゝの或を副本ひ也ゝ、京都花
の葡萄酒醸造所山氏の醸造所ひある
と学へに
○中奈ゝ墨竹を絵を出版船く入ゝ金沢車を
駐めゝ半時ゝ士の傍くゝ遠足ゝ山を指し
あんゝを戒資永の遺跡ゝと指示に一りゝ
歴史地記の人古墳洛城也ゝゝ金上
いゝゝの考絵を学えに洛城ゝゝゝゝ北山
をトツカとゝが立ゝトツカサに即ち山の
遠足ゝ新鮮の新冠のギザ〻ゝ似てゝゝ
らいどゝいもトツカサ山とゝあゝ、トツカ

巻しトハカナの転訛ひあるべしと説つ此又板額
世の話も出たり浴城の事あること北条もと奥山
の花とまぶとぞ板敵とまぶ字の北条あ
る人、ハンカリ巻し板角の地名とまぶ事
りなるべしと云へり
○多の物者を用事の無御座る上三四百
の長きを渡りたるべき所を成
此村上の郡金山の領家、浴城
此一枚文をノンキの物しに、巻也の居所
を後くす浴城義こうまるが流れとこゝふ
へを天鶴と人も居ぬ事、浴城一夕の事

巻を渡に、北条べ上山居館う事とこゝいろく
の書基話を出に、北条人を今中条左衛の掟を
をしたるぶ今うを十一年に雪をたるに
に此人の父を死る事を学もに其の居館
を立のうこの山先ひあるこの居館の云
あるをあるこの十三四才の時出家
を浴城の長子のもを浴文こうこれを
死を父をを示さん貴殿もんを知くと
云へんて今日孫殿と云ふこの
一巻を聞しに、北条を金をあつを市二の
つをしるを云ひやきむ伊的のをを浴城出て

び天下を得ものいひんとて珍味を賞美
するのみなり、村上ゆきと共に同路中家の起起
今年に臨むに此時の不義を論ずる風
なし此夫の方家なるべし
誰の方の自慢をするこの自分も年来
五人と共に家を共にすること恐合の自
慢をしたるに此の魚のうまいこと
よのおいしいことをおろかの論をなす
出で城内の遺地脇田の孫某
天下の比類なきもの穢しに
こと言なり、それをつれて友人を

今年同伴した友人である、京の方人である、
拙者の四十年来の伝聞を信ずると思ひ
そうの長、未だ長崎を見ずして
いう位の所を知るべ
ない拙者なるから自分も大いに満足
する
かりを見るの人の性である自分を北海
の方家に生まれ戊辰の乱に北地に来
て二年そうなる又数年そつとことば
ある自分を取つて北地を来二の方々とこの
善の方の方々とあるが言ること才一の方向と

京師にて南と思はれる、上方の寒角
家を求め、市中を巡りて、定へれも地を求
むこと、習ひ、みなうちの者行へ上山人の大人
を見分け家を求めることを教へられ、第一の
男人ひとり世人を学ひ、此の海を
渡り、此人、長崎の地、肥田作場を
出ひ、居こ角自分を人間にしてこと自
の端倫を地地にもしたのひ、こと自
分を寄り地を第一の所国として修せ
ん事を願ひ、此を紙にて
書しこと所々高し雖とも、こと方言なる

東京都立中央図書館

ひ所々ひ懐うしいもの、あるもの、
所人の男子のものがと指使のものもこと
所人こえまりこんとてもこと書のるものもし
てもの、あるものもこと破顔を持て渡る
いこと出るもの中家を始め二家の係るこま
へる金中一冊投立まるの前をもてば
高田人の車をひきとめえを冊投
人の所にあり、上山人の前をもてば
もの、うて自分の所の所家を学ひ
ひ、ものと絶へて高田人と学ひ、うちる、
さんる人を連れ、もの、武

無理に押すことが出来ぬ一議として
許して貰ふ積りである
先程も雲雀の事を話した時は上山人と情を
つて騒ぐ者を待つたが、流の中へ自然の夢
の眺めは時代の流しが投げて出した、自分は
御当て立てる雲雀国一の大将に推れても来
留守と罪の誘を話して自分は捕へられようと云ふ
出世をして出た。雲雀の運命を見下し
何ほどあるかと思ふ毒川田へであることも
出た、雲雀は今でも森川の事件を追ひ
と云ふ事が出来ぬならば云はんや西条を

地主の有る村と云つても甚だ寂しい毒川村を
小作の有る村であるまいが其の子供も荒廃
原と離して標準である訳と云ふ事を
つて初めて覚つた……雲雀と路傍に至
つた一樹一本村を流れし寡身の一家一流皆
子供の自分の頭の時代の論語であつて
自分の歴史を留めて居る、他人の為に何
人の興味も有つて知らんが自分の為
名田山大形を見るまでもなく興味がある
…………
自分を鈎る縁故を残して居る筈詰り

又し新宇平家人等も物件を盛てるのち
稲の苗し漕べきものもない、又ゝ分四家らし
水面件い先刻高人清流のもて
で金の分つをと関係のもい相ひあるの
主ゝをそうひらもい、自分もしてもあるの
を新しいのき北地と北の出地の父先ひ
あるゝ、ゝ新し金を生産せさうしとてんだ
又余ゝ文なをいらさらしんしるぶ
分のときき家件を常いんくもハ未
らさうしたうん北見ゝもあるんば
詩人も歌うあ俗ゝいひもあるまいゝ

こんな松の根元の廊上清流を巻つれ
ゝまを鉄瓶に活くう新ひうれ、廊
上の新人ゝも金ゝ清流修ゝを生ゝ一句
を新ゝんに

まゝ年よ

四の新ゝ

都ゝ

又あゝ友人ゝ金ゝ挑揄ゝ
新ゝつけゝのひ鉄手ゝ手稲田天ゝを
作り鉄手ゝ北上科駅料の設備をや

と共の表を仰ぎ地に俯して幾許ぞ
まいうと余表へと思ふ
ものなり早稲田なるも才二位計畫も余の
生涯なるべきを定めを活人の師也こ
れを生ずる所なり活人と抗滅を活す
師手を思ひ事と相目過ぎ結果と
言を得ず活ずるを不得ずと
異論もあれども如何ぞ思ふ
御けんと好き可き言ふ流も
ず活人出生の日は長を又一点一善
情の深きを得んかと

世の人
○三月廿五日と雖とも旅の笑ふと聞いて日と無
劇を極む、余の経歴上所なることを
旅のもてなしなることもなし、是の日もてなし飲料
もてなしなる結果 下利十数日なる法
心外なる上と体量も点大なる減し
こと一貫目なる日を笑ひ
時なる歌んで四貫目余なる北の早稲田
大なる一貫目の體を貢献しなる
なるなる之れを言ふ所なる
設とする

東洋文庫

○此行各自の注後に長し　舍戒を曰く
三部既に後みるべきなり　御命施こそ
なれと言ふ雲卿　別に記あり
上卿土史を注す　舍六戒を曰く三部既
後みるべし　記者所（心所こそ）を後もて後を
真六字の儀軌とす　雲卿に記者所を後
お後とすと一世大らく定め
○雲卿の記者所　別に舍第之異味
を深くす　部人武内式部
関する事の果比丘　如来とする事
を明らかにす　大原文書のうち式部

東京帝大

のうちを考へたし　雲卿の後に後人
が大原を部のうち高家を正しく武内式
部の母方の家なる事　なるべし
と文書を部の集家と部　一文字
が高橋義彦不記　此の文書
も世家部　家部に於ける部
云ふ世性も大原　の女の
文書部　三位
内侍家の女　武
信況を後　部
妹　文中　御女　御や　魅を部

に従ふことなく記し且又一角子云
りしを混ぜあやまりて式印の消息を作ふ
ゆゑに一角子も式印の名を借り 此外の文
五六通もあれば式印の手跡なりともいふあ
りしならん 然るを式印家を始めとしてよう
艶書を此の如く偽棄せしこともおほかりし
ことなるを此の世の消息の如く日本と
文字の書簡もありけるに式印のみ
言ひ及ぼしぬるも日本又式印の記載なる
ことなかりけり 此外式印の叙文なるを
日蓮流の似せ書きにてゆゑも学び乃そうし

ともかくも鬼角式印が新に出来りし
私事の記録なることにて此外の消息に微
しても疑を容れざりし
○芸州の僧呼雲と今より呼雲庵と云ふ
と云ふ人全く提携して一説衆論混成
見たりしことあり 偽筆をよくす 全試
みな口吟一二を出し正を定め呼雲
つて四人の作を混ぜ混成ともに
とまじへ出所を未さる
そうしく書を随ひ
書き参らす

吉野やまもとにうつる　眺望

ひろきひの光をうけて踏んで　芳しう

○余は此度の高岳の夜景を善くみる
ことを得たるの味はひの如何を
問ふものなし唯此時の高岳
の事を衛二書を序順二宗来に話
こと云へば高岳の夜景を
ほめつゝ自分の

東京帝国大学図書館

感を深くもせるを宗
から面白のさることを
ゆり面白のさることを
二宗の生来
七一ト通りの也唯此二宗の夜景
自分の湖水を臨み前面に松の樹を
一五を点ず湖の周囲を自分の村落
も云へば風致をなし人此の湖を庭中
のものとし湖心に涼亭を置き長廊
下を以て三の丸に通ず、この自分の景
地なり地図高岳の行人もまた
な、二宗の文物を蓮沼也北湖并天池
と称するも美し　沼の名称うるる

○村上の客舎を借りて閑を得森山茂
寅（四名銀行）まうで話す森山を余と
ともに才二区と雅好代と言う酒代を多の初秋困
難時一の政友なる高橋哲二人の
味方なる人傾きて辛苦を嘗む蓋
し中学と教育人なり
語る刻の物語を知らず話中漢の
せるまるるものあり翌朝即ち日出公
某也此男なる旅刻意元来源なる
金を崇拝すること言語を絶す余が

之れを養す余まる
れ必ずまりて
ずしが今
不お意共深
前理髪職
書のる也
ルとも森山と
語る此写
ることを
紹せる一つ

と問けは彫る先に
る昔しを十五六の美の
を二十四五の男生
やと問くを八丁
金
を刺り其
を刺りたる
快活を復
又是
旅中の一快
此地境地作仕人ひとを

○村上の延記者ある時増子喜一郎を賞へ
称する論説を試みたり、増子喜は岸村邸出身で
早稲田中学を創立し現に経営の任に当り
集めの所ありて、未だ現に学長たりしが、早
稲田中学の名ある事を得しは増子の力多
きにあるを自分之を云へば何れもの人之
れを称する者称したり、十三年前中学の紀
念会の折りに誰れか特に同人の功績を賞ら
すべきを議論せしに其者なりしと
金の寄附をなし而も同金の口より出でたるを
見ても直ちに信ぜし思ひ四切つ所を聴くを

一に増子を勧めるものは必要なる準備と能ふ
なきものは申すに及ばず誠意増子を以て之に服
するより同人の義務なりと信じたる僅かの波
説の要略なり
誰れでも此地の有物の自慢をするものなり
都の同じく有物で有りたる人物と為
と自慢をせず實位は青森の高き人物
ら出でたるものにて自慢をするのは随分あ
るが未だ此の木村なる人の人物ひあるも
ともすれば忘れられたる荒島角木村
卓木村なる者は其他方出身の人物

八百屋を受くる低きがあり、こんな古びよろしいうまいものと思つる
岩の中に隠れの雪を自慢せるもの何
うとうは四〜山を見の風物四〜
魅と先がうんのいつも清〜言和
びぬるも清〜迄の言和びもる
こんな美しい自分も毛氏異説を持
まぬ
保し自分をモー一の清〜ぐき言和
ぐもと思ものうんを外びもるこ
せしてそ〜本印の如き者び浮稿

東京原製

四と清業されれ埼玉人びある」
個数ものと埼玉ものもの珠更
くなるくる及ぶんるもの云いるく人もある
うも印ぬ保し四〜至東京もよく
も印つてそうんのまいと住する点を
繁るも張人を信しもそうんまのと住
る失敗をる命びるが埼玉人を張
の人へ〜〜〜〜十倍も値値のある
人びある
言葉の張言の雑る業なるこを海浜の
庵び自分う一下るる陸べにるるびる

が早稲田中学校をもつてそのまま
実践家人の功績を全国中学
校のあるやうに文部省が模範中学校と指
定し僅々たる学年の間に著しき成績をなし
免許状なくして培養の方法を授くるに至りたる
事実は誠に驚くべきものなり
此間培養の教育法を施すること五年の経過する
猛烈なる刺戟を与へたるものなり、又培養の
法は実に驚くべきものなり

すなわち茅を詳述す

培養を全国中一の教育家と云ひ得ざるべ
からざる或を研究を要するものなれども少
なくとも全国五指の教育家の内に
入ることを疑はず、培養入の早稲田
の一の先生あるうち早稲田の誇りとする
ところなり、これを世に一家をなすもの
あるの中に人物の上に於て感化するもの
ひあり、これ実に学校中に於ての大いなる進
りとなすべきこと疑なきなり
[illegible]学校の主義を奉ずる人

又遊ぶ時分には思ひ風船思ひ鞠思ひ
候子と云ふ金をも惜しまず七八寸もある鞠
を持ちての前に投げ飛ばすと云ふ
時なきは必要の房州湯治の場所を渡し
なり

○村上又仲齋一夜猫をしく下利般次
こらの寝間遊びの婦まで命じて菊藤に
枝を突らしる腹部にあてゝコンジヤク
を云ふ一列に並んで思ひ出しては動物を
抱くて眠る人を植物を抱くて眠る男の亀
へなると一生嘆きなり

東京榛原製

○浄瑠璃のことを田舎では浄瑠璃と云へば江戸の
稽古事に上つては面白い劇的扶持がい
くらもある、高尾を受出した仙台
侯である高田の藩祖で松平侯を
此の女郎のみ姫路より高尾
播磨の女である、義経が富樫にイジメラ
レたのも加賀であるので安宅の勧進であり
ハ義経記を持ち直江の津である、又謡曲
の橋弁慶を謡曲中の名曲であるが云ふまでも
なく其の名の如く弁慶を出すべし
ないものである浄瑠璃の研究するらしき世阿弥

の手を入れて世子得意の能である

○播磨の事は海の幸の豊かなる天京と云ふ故に

天皇京の御所を始め社寺多く、そこに

上方流しの人金を持て播磨を通

ることを以て金天京の風俗の華なる

ことを忘み試みに添具播と金し旦つ遠

草を走り商賣を繁す、五畿偶と来る

金の世もを入れて富む金を富む世間

と云ふことを好とす即ち黒甜の云也

○松崎は豊郡豪と呼ぶ所人の多き故

うえを別る俗化と称し幽雅の家を頼

る云ふ事くり出す事多し庵を建て牧

あり枝葉を交まるの光を延きる樹陰もの

敷下に流の御崎の墨色而もあくまで

行る波あり天の年や楽宮公の手海

いしし丁あるあり 長ご醤油と呼んする

醤油の名を播みなる京なること

○高砂は昔を刻意を工夫する旅客

播磨名産菓子世四五年前初めて載せ高砂

きし浦と地播作つ別もきしうと北野

と平東する鈴も行人参多うさうしう

高田又市郎と北摂の[illegible]を移し作りて藩政を整ふるに一新を興すべし於是[illegible]年古を改め古いにしへ亨樹を徙し[illegible]んが成績を揮し[illegible]、そは金沢の[illegible]を[illegible]を兼ね[illegible]を修り金沢を[illegible]くんとの意[illegible]を[illegible]を[illegible]き[illegible]豐を[illegible]うの[illegible]北家の[illegible]二[illegible]計書[illegible]べきこの也余の高田[illegible]北家の[illegible]関係を[illegible]の[illegible]才[illegible]高[illegible]金者を[illegible]くの[illegible]北家に[illegible]北家となし[illegible]の成績を挙し得[illegible]

○金田の[illegible]北摂[illegible]を[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]百七十[illegible]と注す[illegible]
[illegible]年前[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]男等と共に北摂[illegible]人を[illegible]
[illegible]
[illegible]例[illegible]
[illegible]

○[illegible]の紀[illegible]金[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]

予と高田と組合仕事高田諸国の紀行
予を見て拙者ら丈夫事業をなし此の如きを
と雖も高田の志高を以て余の意慶とする
ところ
余の高田を愛し吹き不得る性質義俠
吹毛を吉生の清廉を絶して親を記念
故に名を一蓮と号し賜物の余を
高田人士の性質を問いて余の義を告げ
此清花一年の紀行のうち実を掲げる所
以なり

余を以て高田人を語ればなり

東京原製

雲を公の事務を傍ひて物を思ひる其の
公用を考へて紀行を紙幅を私後をんと目
論見しとき彼の政治上の一事を表高田
人士の所意の
此物を祝模の狭小なる一物を
なる
不肖を私設を目的を定める能人
高田を表を設をなるり後を
私事の寂地を病り実を余を高田
の行事を集光をハしを名を久しく寂
地を名を一物事後のなるを又此

於ていまだ大義のあるあるの也、自国の地
を奪うんとすること少年北地の要害
を奪へしに開くの基うしも十数年の不
過を然に難しても俗うもとこあべし
聖時を天の大位をたさんとやたづ
窮地を稽古之んを試もと高の高年
困しみをを即ち大位を奪めを先学
試みんとすをあるときを得んや
苦し雷を学を霸をとるくんとしを一
方紙を細中を掌抱し得ずと長を一
方川中時(位の)を手のうく能ず終

生こんを得んことを得ずとも果さず書く
白を揚すの人とをうんを
今や高の人を雷鳴公のつとめを終る
る能のをうしうるを得ず即ち位城の師
国を終を高の至うを事とをを
んみのを高さ位を書祖を抱
ならうの誰んう備ををとを
而も加能城を高の人の手を文をのを
若を きをを即ち城やうも直沿
ををを織の本能るのを即ち英
はをを

今と海内の人を呼び集めて言はく
高麗人の事業上の霸を唱へんとすれば
も地勢上の略を言も海内の眼とこれを
べきものあるべし
故に海内の終を知ることを
得るもの如ければ故に雲人雲を
生ずるが如し何んの面目ありて抑も窮地
に陥らんや且つ試みに見よ天の為し
それ何んの窮地か
故に人の地位を大ならしめ可ならず
運のまれなるを安んじ心し彼の高

東京帝国大学図書館

唱のごとく奇偉の奥妙をのみ貶すること
なかれ雲を生ずるは地上の雲を吸ふこと
を恐れざるべし
○高麗人は切に勢力事業の社会をして
ゆるの地を得ることを渇望する割拠の煙
風雲を振ひ清流今時の煙
流ず修ると雖も大焔風を煙り清
衆をいきこれ小なる程煙を
水光を黄ならしめ清流あるも藻
せざるを考へること、必ずや大衆を集め
る偉大と高麗し設備と組織とを

因りて自分の電氣を以て新たに電氣を
発生して其に、水力を起すことこれ山百
の滝に比べ不得る山高く長き高き高ひ山を
牧場にも電氣をにする様にすること、それ
ひとく電氣を利用する法も必ずしも
地方の都会に限らず隠岐カンテラ一一
迄も電氣利用を稽古するのみならず
諸浦々の村々を皆悉く風を煽つて
電気をうくるの前世の夫を云
々し早稲田大学の理工科を卒き電氣
の学科を授くるまで此の学ひあるまで

寧ろ感謝とする所なるとかを聽衆の感動を
惹しに
自分を又始め電氣に関する不感を洗浄せ
ねばならぬ二十年以前自分の新潟の事
を執つたる以前和田組人夫無
ナイ十がうの瀑布の水力を電氣に変じ
んを電燈に使つて見事の成功を
を動力の表した此の電氣
時さんにことを必ずき自分を具る入つて
その以前新潟の瀑布ナイがうの瀑布
を水力発電とする此の話を書へたこと

がある、それにつけ北里の事の様に思つて
居れる鳥兎匆々早くも二十年を経過して
居るが眼前其の実例を見るに至りつゝ実
に学術界の進歩は甚だ素晴らしいものであり其
の功徳は洵に大なるものであると称し理工科
を始めとして扶翼に備はりしが前の如
くなれば眼前の事実であるが聴者の感
動を増しつゝ様に思はれ
○摂政の巡回を終り時運汎東中議員学博士博
方正親助手及菜富に命じ其の説しくも
諸方を毎年巡りに至りて害虫の研究をなし

なるを以て本年四回となすと云ふつまりしと云ふ
べし　諸方の論文は悉く害虫も危険なる虫なるが
事なし ペストも害虫の予防すべし　勿論これを
此れなる一の事と云ふ世人は本来危険物の如く
体をことに此れなる之れを蝶蛾なることの目的のみに
蛹なりは此れなる命して此の危険の伝播を企
く蝶蛾類は伝ふるものなれば寧ろ此の蝶蛾類
を此れなる一すなはちペストは鼠族の媒介にて伝
しきたる鼠族がペストの勢ありとして其の為
害を人体に蝶蛾なるものなければ左の如く此れなる
ものを造りなんとを蝶蛾なるとのまゝ　何んぞ注意して

蚤蝨等悪虫の害毒を蝶蚊等の害毒と一
様の蚊等、すべて風土の蝶蚊等此の二虫
等も、悪虫の毒を蝶蚊等一様の害毒
毒等を留メ等とそ[illegible]すべて鰯を
[illegible]等、此の二虫を習得上人其寝所
の所[illegible]五月蝿く思ひ等飯を恐
れんと[illegible]べきこと[illegible]
[illegible]世界[illegible]蚊の害毒を思ひつとめ
[illegible]京ロスチャイルドの[illegible]
世此人世界のもつとも[illegible]の[illegible]を苦集し
て研究しつゝあり[illegible]

の風土[illegible]免役[illegible]一旦罷のは二回より
無[illegible]こと度々麻疹と異[illegible]此の
を初めて見[illegible]
○疫及平定履歴
[illegible]薩田萩津の印籠
萩川の人[illegible]
[illegible]此人の刻を彫[illegible]
[illegible]印籠を[illegible]
[illegible]趙次閑[illegible]
[illegible]人[illegible]趙次閑の[illegible]
[illegible]此人[illegible]
[illegible]萩津

○一枝亭(一枝)指三帖相伝の表紙の断片を拵長の帖を作りつけたるもの、うしろ平素出岡用紙なれど鶴ん和なる極しと一項ごとに表紙其の雲間ものうは別の紙を入れたるを例とせしとうたるの反故を接ぎ合せ裏切に認めあるもこれも印ちなく一枝亭の一部也、一枝亭は村田内蔵のらいらもも此の弟しを書きしう

○行長(初代)が游佐の茶行紙十枚程入れ行るも得、岡崎流れ

世を保氏の国楽を主とするもどうもんば佐の
戦ひ名のそれのこと〻定家〻所えこと
書きたるもそれの品を異うし革絡根枝
をうつ〻後あるこの也行長を自ゑるのし
をうもも譜を試み鎧を仙果をもん革をつ
うしるもう、紫式部実村本義の行長与
仙果書き(ゑを隠れ)実村本義の行長与
即ち仙果を革をつうしもるは無くゑる
と思ひる、此の茶行の枝教俗ゑえも行長
の行を拵を稀んるえは茶しを茶下の珍と
ゑのきしもも也

○此方をつんを日ゑ、而て後ハ[illegible]
北氏[illegible]ゆゑ[illegible]を掲し[illegible]
華山の像を[illegible]北人の生涯[illegible]
國[illegible]所[illegible]一枚の解を
得せしめ[illegible]像[illegible]金[illegible]田原
のこ屯家あ[illegible]華山の本像を得て[illegible]
茶中の時を[illegible]この像を[illegible]
像[illegible]て[illegible]家の[illegible]
[illegible]地[illegible]の掛[illegible]
[illegible]像の[illegible]
[illegible]北の像[illegible]

華山[illegible]、而も三十八軍の[illegible]
[illegible]、謂ひ[illegible]華山の[illegible]
[illegible]天[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]北[illegible]
[illegible]華山を[illegible]崇信せし
[illegible]料の[illegible]で其の臣下の像を生前[illegible]
[illegible]像[illegible]
[illegible]北像を刻[illegible]華山三十八歳の時[illegible]
乃ち文政十二年[illegible]華山[illegible]年[illegible]
[illegible]の[illegible]石[illegible]役料二十石

を嫡りとする時なり三宅家は家之の祖を以つて酒井雅楽頭の二男を以て養嗣子とし家督を相続せしめたるなり以て華山を以て藩主忠義を隠居せしめ忠義を以て忠行を得たり華山を酒井家より養嗣子を迎へたるは初代忠次の孫にして忠行の兄なり故を以て忠行を以て藩主の間を消滅し三宅家の正系を相続せんとせるなり公の出を以つて養嗣子新主の世を要ハすると如うとの苦衷計を棄てこれを吉宗に行へり、即ち華山は十八年

の時を隠居せしめ公を仙と助と云へる男なの生れたる年にして華山は苦計の材料を得たりの時なり

○日光の東照廟は家康を祀りたるものなり、初の竹谷氏は流石と称賛せしが、そのものの竹谷氏は物のつもりもたれも之流を思ハんとの、振して不足なるべきなりとの事なるとの大体の紀摸が狭小なる故なる思ハんなり、祝摸の小なる代りに装飾は高級なるとこれ、偉し装飾は繊巧なるとして思ハんなり、廟

や神輿殿や社壇まで、いろ〳〵の形色を施し、いろ〳〵の彩色を施してあるを誇り、ともすれば、コンナ物ユヱ莫大の金をうけるよりも寧ろ之んを節して、今のまゝ祝摸を大きくした方がよかろうと思はれる、彫刻や彩色や彫刻などは、行費を減じて、その浮いたのを祝摸を多くする方へ回したならば、今より一層壮大になるであらう、宮殿などを装飾するに、莫大の費用をかけてもよいが、建築全体を調和するやうに装飾を施すのも、

また決して廃めれば、或る建築物のときは白木作りの方が却つて高尚で美しく、例へば神社寺のごときまた白木作りのあやぐらの方が寧ろ美しいと思はれる。廻廊や神殿の飾装は、何者をも刺戟をかけるやうな寧ろ暗くとも、ふべきこんう物却つて祝摸をふさゝぬやうな神聖の感じを起さぬ様に、但し、仏門よりも神の御門の美術の粋を集めるもよからう、名画を多数に掲げるまでを已め寧

東京帝国大学図書

奥深く集めて、方がうつくしく、之を要するに陽
明門を造るにしては其の巧緻の極致の装飾を施し
造物の神技を大きくしし其の以内の奥深き
き人目を驚かすような美術的装飾を
施すことなく一段落ちる方コントラス
トでなかなかなかなか、境内の入口
に朱塗つくりの金箔つくりの装飾をも
ってきて肝腎の高い入口の方は
[illegible]
いない、法人や保存協会の[illegible]
[illegible]

廟全体の設計を後世に注意する意味である
手塗つくりの装飾を修復するに費
用をどれほどかかるかを長さ幅をもって
修復無き原形を失わず而して味を減ず
れば白木作りのままにしておく方が
ずっと毎日の気持の風味を味わせる
を捨てそして修復者は板を多くうら
ぬ之れを要するに日光の社廟を四金の白父
四人や女小供やそれ以外の四人をアテ
にして拝観しにやの設きがあって家康の品
薬を代表するものとしてもを示唆と云さ

[illegible]を得たり、又日光の山に託して云へば稚[illegible]
大[illegible]あるいが、[illegible]を云へば[illegible]
光の書[illegible]物を[illegible]山に面[illegible]
みるに[illegible]保[illegible]上[illegible]
[illegible]し[illegible]廟[illegible]の松平正綱の日光術[illegible]
[illegible]の或[illegible]の並附[illegible]を[illegible]
[illegible]
と[illegible]附木の[illegible]
[illegible]森林[illegible]神[illegible]
の[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]四十[illegible]
日光小西別[illegible]
○[illegible]の[illegible]印五[illegible]を[illegible]
印譜一[illegible]
現[illegible]
上[illegible]の人中津[illegible]
[illegible]遺印大小十五顆、二面[illegible]二方[illegible]
刻[illegible]丸七三十[illegible]を取[illegible]
[illegible]
と[illegible]一七回[illegible]

廣孫の手に入らざりしことを知るべし
遺印の石花を拓しうるべき為あるべ
からず

○拓本海内に流行せし芝山の遺印数顆
を拓し来る所面を異にする、印は芝山の自刻
に係る、芝山は栗山の師なれども数年を同藩
の儒者たり常に藩侯の藩侯図史
の編纂あるを聴き、為に未だ印刷
とならざりしが行きの京にて一部
両比朝此の図史を得たるを見
て芝山に之を乞ひ、芝山今年をもって先づ

印ずるに天下の図史を聴ずること三部の
多きを以て一を藩に献ず一は
小倉藩とす、その其後藩を移して終
に藩名を藩に移せり歴朝要紀の編纂を
天保の末に歴朝要紀の編纂を
し藩主の遺志に基づき
○彦山を指す蜀山人と一帖を点ず
まず、蜀山の先
墓とを用ひ寺内に
の仏の石碑
第七義古五腹十四雲市子四十八

凡そ事業の成るや天不整道一元の
理なれども又おしつけもてゆくなり
去きれてうこうこうしあうさむ
北山先生の墓碑本会寺我代々
の先祖の地なんぢ
述古院北山の記念碑
南畝書

○清の六印山房の書簡を高らし来る
ものなり余も嬉しく来ることを勧む、屋べて之
九月九日三月廿三日山岡鐵舟の異人

簡して三月廿七日(甲)五月廿三日(乙)
十月廿五日(丙)のミを通ずる(甲)を以て正
と四篇し(乙)を本文とし四篇を
和訳抱一亭(丙)を本文の原文
とし、伊とうとうとも(乙)和訳大
谷雄和と共に書を甲乙(甲)同
しく丙をのしく異なれども其の異
同ともに字句を生じ
と出でしくミを(甲)正しく八印の書
跡なり、何れも皆国書の関了(甲)
之麗廉の邦之国士十四人を

[illegible]大丈夫[illegible]あるべき[illegible]大
坂の[illegible]邸[illegible]焼[illegible]書簡と思ふる
又赤穂藩一[illegible]大谷雄[illegible]八郎の
妻[illegible]九郎[illegible]歴[illegible]大
[illegible]郎[illegible]藩[illegible]
[illegible]大谷[illegible]清[illegible]と別人[illegible]思ふ
[illegible]山[illegible]墓[illegible]八郎[illegible]
[illegible]安伊[illegible]
安積の印 伊[illegible]伊年四月平[illegible]
論[illegible]、(丙)の書中、四月入城[illegible]
又[illegible]中[illegible]人[illegible]八郎の中[illegible]

八郎の妻と[illegible]概[illegible]
八郎[illegible]
天下[illegible]説[illegible]
[illegible]侯の[illegible]
く同志の[illegible]
[illegible]
紙[illegible]
附言(乙)書中、奥[illegible]八郎を
幕府の[illegible]
一[illegible]奥[illegible]
池田[illegible]

也
嵐雪亭も八印の■■■■赤坂織る
等と大和ま兵を着し天忠堂といふ
八印指南と称し吉段周達といふ
其の前を尊しつ紀の山田高野の
家に逢て且く山家の庵に住よ中にも
嵐海少宗川等に路の森すりとなる
文人東池温泉八印と名のり師号す
絛中載す
嘯花咲氣留熊薦衛天人之志士衆
奇壽齊雅聲新鬼林沈滄島

雨闌風雨愁為孫坡胸吞九雲夢
雅機計動我公候海家不安南
年根赤羽橋江戸の林
此巻終に余の架中に納す
○文政比の俳諧句集二十餘通を収め
なる一帖あり鱗比得るたしなるものあ
らずと是も六双急文集中闕く可らざるあ
収むる子右のごとし
○嵐雪　○蓋三　○其雪　○胡蝶　○芦笠
○一茶　○雨壇　○四人　○百十池　○一存

東京 榛原製

○梅宮　金令貞　ときえ　白灰
茗荷　麻古　太郎　美宝
文政十三　薄物後　風俗形式ニ立ル歌ヲ載
ル作家ニ○印ヲ付ル
初宮ゆふこぶ雪の垂髪　ちよ吉
朝の月と立ぬる中の梅不　早川
咲ぬ内に一先くもる梅哉　雪子
火桶ニ入ル序ヲ付つゆ子の先日人
遠ちよう四郎のおとしを菊こ

○なを峰ニ生ル茅ヲ焼ル時ハ（なを峰ハ浦の土方
俗不ニ云ノ二郎ノ郎ノ所ニ）
中ノ）俗ニ土方俗事ハ、俗ニ七十の歳ヲ
ハ豊鑑ニ云ル　お茶ハ年老き高
ハ先ニ云ル　上品の歌ヲ
のこと　ニ出ル　俗ニ云ル大村ニ出世
の歌術家ハ　西ノ　ハ
ハ　上品の歌ヲ大村の家ハ
ハ　ハ　市術家ハ動ハ
市ハ長歌の　ハ
歌ヲ　ハ　ハ　茶ハ　歌花ハ　茶人

兵士を動員し起つの実を挙ぐ隔
て遠国に命じ孫幼のこと教えら
れ潜んだるを大村の戦術なりきを
なる由潜んの時代の大戦術家なること論
ずるとて又云く幕府の策のことき
智略家なるも幕府の略を考察するに
て果たして其拙の験ありたんを
拙し其事情よりも損害の軍艦をも
砲撃せし点全帝を構うは支障
を為すを知らずして陸を一方に潜んと
なつて防禦の間に集まりし府に此

話出で皆が策の略を賞賛する江藤が
手指り先づ思ひ出すを知るとなん策
を出し此の略を用ひんとなれば即ち定
めこれを実さいるる一つに幕府の命令
以て必ずしも其府家なりの策を立
てなくして其府家なりの策を以て
策府の策を出すを用ひ決しなる
あるやと出方を江藤に無理を称す
（四十三年八月書す記）

○花の印は田辺の作なれども芙蓉の印と又一つ宗雄作と云へり
元家傳書山行經開北印は
先代弱年の家刻なり
別に此印を捺したる書を
見る一は芙蓉作と云
竹吟而題 塙田隨香山什
と彫る白文刻りて芙蓉
印譜(三冊本)の内北印か
へりて楚撫の刻印を慧
しる芙蓉の改刻なりせと

元家傳芙蓉の作と彫る因しうる
一日浙流の手に成る思ひしも或は竹
と浙流の作を模倣せしう様にしき者也
(四十一年八月書記)

芙蓉子毋印
田辺刻
明治四十一年
八月書記
刻成

○鐵筆の今昔

近世の印譜と謳はれた大嶋芙蓉や趙陶齋などが崛起してから鐵筆の道も大に振つた素人の中にも柳淇園、池霞樵、木村巽齋さては賴山陽の如きその道の士をして舌を捲かしめるほどの者もあつた

明治初年になつて長崎の長者小曾根乾堂を始めとして安部井櫟堂、羽倉可亭、濱村藏六の先代の如き頗る妙腕の士が多くて賑かであつたが南宗畫の一時閉息したと共に鐵筆界は火の消た如くになつて了つた近來になつて學者の間にも追々此道の妙味を知る者が出來て復興の兆が見はれたのは嬉しい

さて今日に健存したる鐵筆家を擧げると先東京池之端の中井敬所翁を以て魯靈光と仰がねばならぬ元來芙蓉に攝香し其印文學に深くして嚴かに古典型を守り太だ心切である此と相對しては誰が何と云ても益出香遠翁でその腕といひ識といひ相下る所がない

以前は此兩翁と京都の篠田芥津翁とを以て鼎足の形を成したるが芥津先づ歿し今日は己を待す兩翁を兩大關と仰ぐより外はない中釜二翁を除いて京都の小林卓齋、湯嶋の山本拜石も相連隨するに足るものがある二人共に殊に筆札が美麗であるそれから中村蘭臺、當代の濱村藏六、山田寒山、河井筌廬、桑名鐵城、岡本椿處、岡村軒梅、大阪の西靜山、京都の大野泉石、横濱の山本雨石等い各々一家い妙を具へて居る

紳士及び細君に遊ぶ人の鐵筆をやるのを數へて見ると第一に伯爵の宗重望即ち星石學人、子爵の杉渓言長、即ち六橋居士は大に重名がある次に書家で日下鳴鶴、西川春洞儒者で石川鴻齋、畫家で木村香雨、工學博士の伊藤古岸、赤十字社會計課長の田口逸所、淨土宗の碩學福田雲林、禪宗で阿波の春海寺の廣山古山、京都嵯峨の鹿王院獨山居士の大内青巒翁の如き深く之を嗜みその得意の作に至ては專門の先輩も讓しがたい韻致のあるものがある之を要するに徽派

浙派、甫田派、江西派、劉派のた天狗が混雜の狀であるやうだ

序に印癖家も澤山ある隨意莊の主人鄕男爵小信庵主人三井源衛門の一家は印長者の名が高い順天堂の佐藤老博士れ玉が池の永阪アル球、早稻田大學の市岡謙吉、菊地晋、米國人のゾイ氏、横井文學博士なども大分に蒐集したとの噂だ

印癖家は如何な種類を好むかといへば秦印漢印さては日本古印は申迄でもないそれから六朝唐宋の物は何種たるを問はず歡迎せられる次に黄揚の婦人印、元末舶來唐糸の符號印も愛好せられて從前は一箇十錢か廿錢の物が羽か產へて飛ぶやうになつた

○野球ニ関シ改進中外一新の技交演技所見の
件ハ先日ハ数名人を招きて其長を
世に出越九月青柳千代的高橋を為し翌朝
演技と看先が為数の技を演ずる山葉
実楠の任言と係る日本楽芸人社の立場
とを、実力相対するに成果なるも此
の二場を仮を異にしたり
しく興味を感じたり、ここに集合人
員ハヲんがンとびヤノ、内部のお祭
を仮に二場ともに玩具の二場ともに
あるも、小菊を紀州の人にて偏方先三味線

ひきたりしその他演技は盛事中小学
校のヲんがンの破技をもって表人たる俳優
しるることなるべし
二席を演じし後に動機となりて経過する
紙人形の印象も亦四方に外国の事に
羅紗のあを一も外国にて作りたる
一切を紫色にしたるもの
の芸人の代りに演技の人格に林治郎儀
を夫を四五関係
大学にもしたる
国の操作今代にて山本と助勢し後に
国の操作今代にて一年の長を言うに千四百

用ゆる事、宋代に始まる。桂樹、桂樹を採取し、其の
樹を要印する桂樹を用ゐ、即ち音聞者
に説法を与へる印なり。北地の人、
き姫の桂を用ゐ北地の人
るべしとの山家の説法に応ず
る時法華の黄桂樹を用ゐ
り、名づけて北地一番の優位なる
也、法華経を撰ぶと雖も桂樹を以て第
六番を切り、ここに法華の法
取り停止せしめ、法華の法
仏論法名湖中の説也一桂を指す事

東博図書

桂樹の説、法華経の説
の説を説く似て、名尼の高尚
なる説を説く彼、ここを指して其の体義
の高と云へり、法華の新来尼説の多
く名尼の説を説く、如在も数尼
文殊に対する七八年北地の説を定
く説くべきこと、猶を高尚なるべきこと
也年に遠流を法へて湖水を用ゐし
る法華経の説、桂文の説
しを用ゐるの説
三十年の法華経と雖し、桂樹を説く

不行届ニ付、鉄山寺を始め、鉄山寺をうる
井路堰堤の趣いたし候ものもこれ其の記文を
梁文中の傳記ニ詳しく行届ニ
弟六郎ニも此意まむ一所ニ居ようを
すべき相分ニ也 湖中の風景
住ニ成ニ付きかの中ニも鉄山寺の
の風景を得ん云ふんさる所ニ春雪
ニ成ニ付き影を白波の船の砕く
ニ成ニ塞堰ける志賀の浦ニ出て牧人を
しニ歌ニしの水の音也苦しき
淀の川ニ見ける架橋ニしと云ふ

左まで高くもなし湖水ニ成ニ
ひるがへる 平堰の敷元ニ成ニ橋ニ
ふるニ成ニ行んの色 う行んニ成ニ
湖水の風景 湖
地のもろもろ
を忘れ立ニ成ニ
湖の表ニ成ニ
ニ音大の淀の川
ける大河ニ一湖ニ
比叡の麓ニ
寺ニ成ニ

の山を左手に見て磐手港に漕入候へ共（あり）
ちり軍艦を待受候に昨日前の大風暴雨を
注進仕候ニ付ハ小倉を出帆致候ハ漢夫眼
前に海を渡る、難船銀鯨洋と呼唱
て海を脱す、所ろ〻に船を繋ぎ
て海を指乃と搬す、後を一望の鄙を
燒き尊（業）汽船と艦し并天保丸なる
望朝丸并六隻を解し申候、金次興津
に下車し、夫より井上侯老邸に行き
時代現とした者共汽船の乗也、候を
呼て家を得て夫より直に伺を
指ます、う関の山也と云く候を
て罷出ハ井上侯邸に
ます其侍の船出
を一定も出船を
高くて雪深雪降を
未だ汽車を物と興津に停車をし
を乗船して
状況見れ共
を乗り内閣
の方法各城を
指ます、う関の山也と云く候を
て罷出ハ井上侯邸に
ます其侍の船出
を一定も出船を
高くて雪深雪降を
未だ汽車を物と興津に停車をし
を乗船して
状況見れ共
を乗り内閣
の方法各城を

こえつて作り初めて西洋の組織を織出し毎き
しほの結ぶを過ぐ後も結つて思ひ此時今を
参職を進も書生の境界ならし依ま頭職
まつきやるまうて出でて馬車にてある
深井ひろうく事を徒歩うて試てから帰りてみた
登職する様子絵業いつよま職用に勤める
絵任りぬするとそのうまくは五六千兆の
旅本の少年らうしが今は何れもある家
うた事さと登職すると云ふ青龍を望した
此の少年の貴族美少年か多くあらし
すえ矢で職在も多くはこれ尊の扱

とて絵任を招き　お前のまた姉さんがあ
るのに最も熱心な覚えし何事もあるとのこと
御覧其中の一人なるしか然るやうならさん
とめるうまく申す状態のそして両手き揃
ふれはここに記しまく
○井侯の広勤なる夫人を職員とし鈴しき
伊侯の十数年に浴うた崇々角なるもしれこ
とであるゝこんな仕つて井侯のまま尊の寄の
身分なひれそいことはつてつゝあ　井侯のことさき
友誼の深い関係の夫人きいくらもあ
りまするゝ大切なる境遇に臨み伊侯の

[illegible]トントを出だ
い、さん〜の写真を見ても学ぶべきことび
[illegible]
峰[illegible]と話後の[illegible]金[illegible]
[illegible]深く感[illegible]滿悔の念
を表しと

○同人会会員[illegible]人[illegible]北[illegible]戸[illegible]人
井上侯の[illegible]熱[illegible]高とやさきあんを生き
て居つてもよい人死んでもよい人と評しとか
[illegible]名評だと云つて、人死んでもよい人と云ふの
も結局世界[illegible]干渉[illegible]五月蠅う

れてゐると云ふ）をこで自分も[illegible]
居のを[illegible]と云ふのをあんも大[illegible]
つてよい人そうんでもよい人と評し[illegible]代
議士[illegible]ガン[illegible]大[illegible]
技を[illegible]ものを国[illegible]
[illegible]（[illegible]）のび一世[illegible]
○北[illegible]一幅の画を[illegible]
けこんを[illegible]井[illegible]の遺[illegible]
かせ前[illegible]花[illegible]山名貫義と書う
[illegible]画を「思ひ出」[illegible]
[illegible]

ある人の知らるゝ植物にあるを
人を携帯が如き数寄なる植物なるべし
頃日世間に流行のひまわりも
頃日中ときゝ、こゝに
つゝが、終に某の蕾
某の蕾に酷似したるを
花を開く迄、深く思へる沈んで首を低
てゐる、花も実にしぼむ沈思の姿もつけ
ゝのびあるゝ、こゝ夜の遠什ひあるゝ
ゝまのその采人に出らるゝ数法
を説明する終中のうまとし

元のである

○加古川市兵衛さく変世の要訣は運根鈍
の三つと説きこんを世の流れの比丈山
の十勿の流れとの較へるを知って流るゝ
ゝ様を思ふ、保し自分の為るる事
[illegible]動の一つを深める方うよ
ろしい様に思ふ、動きを智恵の
働きこゝ生まるゝものである、運根鈍丈
を智恵の力をこゝ鈍えてそうでどうも
自分の義務である
○人もし今まる命つて変世の要訣を問ふ余

載の考えて四〇〇世の一管決を完成の清の
楽譜を読むこと能はざるの者多くシンの言
を以て終る即ち運根鈍動の
其他勤、勉、倹、慎、断、膽、奮、信、等の
此程の言を聞くのみ聞いくつもあるくさ
が多くを語尾シンの言ることさるを
と言ふ少くて此の方
○此の日の所見を大体書き印を結のこと
人身供の意のことを結伴したることが、十
数年前●と杉の高立ち大樹の林を
ちちぶ高中一のこのことをちうてちめる

東京原製

る海岸を歩し得る人身の成う
ちの山に、ちんを高くして巨岩の
岩を数へて林中うるく山を築え
以為め意の傾位を大いに減じ見る
をしんやんと思いしめに、途中る
幸と雲を解きる長寿松の大樹う
ちる人の語ることをゆるく、こんのく元根
年百年経の浪人古良平と間入した
其の年の記念と言ひてちょうきあ
ゝ恰も其年其月高野の三人が沢蕃
ゝ於て鉢植の種子を蒔ひ植しか

命を終て終に[illegible]味[illegible]と此
[illegible]の石[illegible]男[illegible]傳日記の[illegible]を言[illegible]し
此日ことのあつて[illegible]男[illegible]の[illegible]
[illegible]市生快中云納快[illegible]
[illegible]と云[illegible]

○[illegible]味[illegible]紙の紀[illegible]を日記の[illegible]味を[illegible]つ
[illegible]の大要を[illegible]手紙の[illegible]味を解[illegible]
小日記の[illegible]味も[illegible]解[illegible]ことが
出来る手[illegible]も人の[illegible]を[illegible]の[illegible]料
[illegible]日記も[illegible]、手[illegible]を[illegible]
[illegible]も[illegible]紀

[illegible]が日記を自家秘蔵の[illegible]乗て人に示
すのみ[illegible]本市[illegible]
[illegible]（[illegible]の除[illegible]）
[illegible]の[illegible]傳[illegible]日記[illegible]を細[illegible]と
同義[illegible]千ヤント載[illegible]、此[illegible]
[illegible]日記の方[illegible]一層[illegible]味深[illegible]
[illegible]も出来る但し[illegible]紀を[illegible]
[illegible]日[illegible]の大要を[illegible]
[illegible]、[illegible]を[illegible]
[illegible]味の[illegible]浅いと[illegible]、保[illegible]
[illegible]紀[illegible]

云へば其の書よりの経歴うるはしく
きこゆ大抵手紙を手にもてあそびて趣味
うすいと云へば、手ぶりおよび手方
二人の翻訳すること文さんにうりの紀
をも数人の翻訳することの抜抜のことの
きこゆ此点より紀をも手紙の文面をも
ある編しを日記を載せの抜を新
しいのを乗し刻を移さず商賈をうる
書きを遊るものであるから其の人の載
結を載せのうきを知ることも
見つ書き方七生日記

まいるの往来
ありある書簡のを
ものをとき雲の四
つかるい、文人をの
心をまへてをかう
例ばの田舎侍の
古賢伊庵の往来
書簡を紙をを
をう記しをを
る書簡をを
をしく書をを
躍をとしをを

東京図書

書簡の抜書をの記(八冊)
特を文墨の人と
別の抜の
也面白の書
面の手紙
をいんをを、又日記の体

まいりてあるが餘を移序まつて書えてあるのを初めて無味うるい思うまして和文思うまして深く思うまして詩歌思うまして西とまふこと〳〵錯綜して書へてあるのが面白味を深く感じました。当面も個所多くあるが此のが決して〳〵のうまい此は此の移序中間の紀の方の大体を移序の味うの深いとうの事が出まる、華山の紀を此の一個所の記うまして此れのうまう

多くあるが、いろ〳〵諸方の人の記録を集めて私乗とうまして思ひのの事がうまるうまで華山の紀をうまして旅中あまり面白い所に出て来ない所が二箇所うひ蜂と桃ひた移録うまして書てある、個所多く誰んでも旅中出合いすぎひるが私乗ひるんばこんう事〳〵まして上るべきひる紀の面白味をコンナ点まあるのは、強うの艶多の美しいことひうまう面白い所ひうまいことをうまを行はるまいが言おの

[illegible]の書き記したるあるべし。[illegible]の紀を載せる琉球
味ひあるべし。馬琴の[illegible]徒なるべしと云ふべし。
[illegible]紀したる其中に書くべ
しスティリーの[illegible]の[illegible]人の[illegible]に
[illegible]なし。書きしるしの[illegible]の[illegible]
国人に書[illegible]。馬琴の[illegible]紀
[illegible]。[illegible]
琉球を載せる[illegible]（以上七律略）
[illegible]
○若沖と若狭仲兵衛の[illegible]
[illegible]

の[illegible]人で西をよくしたる[illegible]を師
とし[illegible]（[illegible]）[illegible]郷を[illegible]
[illegible]。[illegible]村
根[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]村の[illegible]
○三[illegible]の[illegible]法を[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

大体を作る法を知り、紀人（舎人か）新うて早稲男
雪を吉原をひろめんと欲し、弟子の吉崎を
二番目の行程を示せしが、ぶぶのもの
の若しきを一番を興すべきなり、九
の位置を基き、新たに吉崎を治せる
早稲田の三番（高田元屋敷の）を新めし
て、人は入つしとなす
なるべき、天屋元づ男人を一組として入つし
行田も田植を入れつしなり多業ま
び幸枕しなるべし、吉崎
新たなる、吉田一五男を入れ元

流れに無い時を新しく進ぜる者
の研究を明らかにし、三番の教授をも
うるも、吉崎を田植味を試し、高田練習
の結果を、うしろ紀人の勝と
なるべし

○略し田を祭る井上候、尼寺の方へ
行る二十五年の寿命を自ら保ち
つゝ、ある大理屋の内室たりしを
る折柄、先夫人の子娘
（英雲の紀男）も離おるべし、人尼寺
の方へ嫁り、伯を いそ

流れ元集の高僧も情のとゝめ難き流義
なる余う高田の高木と高城の僧侶多き代
まゝに石寺を見あへるときゝも西
世五合寺の海も武人を話流もゝゝ兼
七事ゝゝ林鈴もの義ゝ高さは
ゝゝなくお自ゝ師ゝしゝる花世流れの
高僧も情ゝ移ゝゝ高人と言ゝゝべき
ゝあゝば高人の五ゝゝ問ゝどうゝ立
ゝ方ゝあゝまゝい」うゝど勢ゝを義ゝゝ
平世の僧ゝ北ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
五ゝ年一統ゝ元人と異ゝゝゝゝゝゝ

東京帝國大學

僧の元境ゝゝ高ゝ境の改革と進捗し
自京五ゝ人ゝ思ひ到ゝ彩ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝ日紙を持て得ゝ世
日助け得ゝゝゝゝゝ是ゝゝ高ゝ僧
の僧ゝ今ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ北の僧の高ゝ寺の程ゝゝ高の
助人ゝゝ高ゝ寺程ゝゝゝゝゝゝゝ
の持ゝ程ゝ日余ゝ僧ゝ高ゝ高ゝ
異ゝゝゝゝ（四十三年九月廿三日記）

池大雅刻

款云

文 萬物一為

款云

文 蹄影 時秀

印匱の蓋裏に

右の識語あり

這箇二顆姬蘭之忘
十為河之人珍玩
久為余從余深嘗
眷顧天保年間以余
有墨池癖物之驚
素拓為十襲貴
重終為文房中之至
寶矣永以成之已

東京 輕 展製

余莫逆之友也懇求不已刻費為賜抑
大雅為稀世逸世才為尤大蘭亭之幸
奇士所鍾良匪所物豈可不嘉貴者化
為烟漫除焚河耶為二顆亏別法耳
元治甲子孟夏花佛沙門月舟西忍
順識

北印菊和尚集り花を不余
乞て印影を新無涯楚了能人了
請り作りを世花と三世き男子表記
二顆共に池翁と而目を親る縁と

黄檗一覇の印文も拔あるを見る
北印一類終に金の紙中のものと
なる

（四十一年九月三十日記）

○同書の後後感を覺ゆる点あるを拾ひ出すが、先ず文章規矩の持方等に
岩崎氏所藏の艾峰書簡三冊を見ることゝなり
来る珍奇のものも或は、北印岩崎氏より
借り受け一本を賜書せしも、度々拾ひ
讀を考へて見た、これを置墨も三原基
五郎氏に與へて同氏の藏書を立原が出

東京帝國大學圖書

ゆえに至れるもので、小雲山海仏の書の義ひあるを、
まくれが文章上に関する書籍で、そうして
興味のある者は、置墨氏に譲られし方法
そうに活版を以て鉛を主とし写ひ求めた
ひや、其の活版を以て書の落ちもあるを欠
をもつて引うく置墨の出完ひあること
や、其の活版に新きに置墨の長崎やら、法
帖に関する仕復で大分頁数を飾りてある
立原と置墨書屋の新事を頼み
置墨氏を文郎氏名を名乗ひあること
えを買ひ求ひ帰りて、置墨書屋より

八月なかばであるうと交渉するあいだにうまれたる三原氏
義の白石書簡を紹介し終る之を義と
利うるうち慌ただしくうまれたる、永安の長書印
の芭蕉集をもしいうえうつき三原氏
接を始めるまや其他所々諸を見せる
まうまれる関して毎度詳細を長しあると
三原氏を紹介紹介のうち諸しこと
も宮城の為人や嗜好のうちに
も歴史としてうるも其他を補のうち
まこうる伝記の扶助ひとる
の手紙を認めるうち家易うるうと以て其定

東京帝國大學圖書

ぶ易うるうち別して其御のうちを入
れ行ける書簡を拾紙の人と書もう新
人より余所の閑を乗じ手紙の十新を数
へんと試み未だ全部を得ず、左の乗
し得たるものを書きつる

一 まくて目下うるを書簡を閲うるう
新し書る函所をまくて有
うるを得るうるを函所を有く
の結果を徴投うるうるこうる
えんを徴投くるくるこえず、感
感ありて徴うるうるは過去の行をる

[illegible]

二　慶弔の儀式は[illegible]

[illegible]

[illegible]

儀式一通とは雷死と云ふ

[illegible]

[illegible]

三　寒暑の見あるのことさ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四

人の書を書簡の困難なる事を云ふに流石に四海名高く猶にの如きを其例とす其例の如き書を見し書簡のごとき

五

情を文字の手段の困難なる又文字を書する人なるも別其文字の手段也余書を云く彩る情を書く心を以て平的の書簡を認めは光彩なる書簡を得と北枝の書簡なる現也

東京帝国大学

情も略もまくも人情を表する也

六

書簡を見合の情思を充分に言すすむ故に文字の意を彫刻し人や使人の語勢の感ずるに其人の意のある所を伝新者を満足せしむるを要し雅しと謂を満足せしむるを雅しと謂はさるを得ず宜者今記之所ここに在人の記事の困難なる所ここに在り又其人の記録の脱と敏との判るこもここに在り 記事を記録する也

重要の地位を占むるに至り、任官を奏するに代り、之を実行したるものなり。

七

去上を諫めざるは去上の意を保護するものの者間の甚困難なる地位の者間を義理を明かにすることを欠いさることを分とせざる者なり。故に其真の真淵の如き人物を賛成する人を見ず。真淵の如き人物を賛成する人を見ず。

東京博文館製

代をうくるを諫めるは同じ。なるも僅かに明かなる者なり。方をもナントしても皆うさるを得さる様と思はるる。

八

他人を指る者間なる大様 法意 ふで紙尾に認ちるを例とす。又る大中一行するあり。中ハ人を早急作見の

雲のあるものは成あらうとも用氣
事の感活を表するものにて其人
あるものとなる拙き書き方を
遂まさる一つの係しあまり伸人を
てうらぬ拙きつともあれ此れを
爲年七てうることもあるも
絵した此姓の書閲を其人の人格を
あるものとなる事一善吸をなる
関するに或る人を疑姓する事一善
又関するに其の用ひ方次第を
その使人を毀るものとなる自為を

ものとなる雲のあるものは拙き用
心を要するものにて其人の事
なることを掩ふものにて此拙き
を要するものなる金を困難の
ある人を片俗ひうるを全
簡を知ものとも、流れるを云はき
思ひつきの弾うるき俗名を
をる事絵誰れとも無し得さる者
也

十月六日迄印刷を終へ
まる筆の用意前に印を鐫す
約三分四方にして等る金侍
紀初を紙草の真仮を
解す、又入章の長と和
とを絶へて補刀を用ひ
さるとを又を模印の大に
容易ならざるを感じた
り

○早稲田大学に於て学長の所蔵の文墨を映寫し一帖のアルバムを造られと称し其内に海屋寄中也、内に早稲田八景を収めんと称し試みに寄を乞ひて之を募る、募る所二十数件なれども清新なるもの少き也、而して稿を出さるもの多くは活潑なる筆を以て之を流れる文那人を驚かすに足れり、去るを惜しむ、有名人の題句多し

二三を掲ぐ

橋山捕月　関口流月　劉繁晴月

堰口納涼　平時青稲　眼白夕煙

諏訪行稲　新司紅葉　江戸掃宮

江戸扇舟　目白夕雨　関口水碓

白台雪浪　戸塚秋月　戸山残雪

富士松陰　諏訪晩釣　兜塚秋雨

馬場秋雨　戸山夕照　細川古松

神楽行人　高田早春　赤城暮鐘

徐竹谿撰　胡蝶寄撰　劉文泰撰

江戸と江戸川と細川邸也

江戸川の夕櫻
砧笛橋の秋月
根生院の落花
目白台の雪浪
大洗堰の奔瀑
蓮井山の飛雨
細川邸の夕松
氷神社の晩鐘

劉南繁侯

京中和尚劉文嘉の撰する各景の下文記
文を深くすると京の文弾をを劉

向島夕照
関口瀑雨
蓮井山馬
江戸湾舟
仙台月
富士秋雨
諏訪霧雪
目白晴雪

京中和

東京帝国大学

を地元の典籍を一々学けたる
○京師書籍錦繡豆大を作り、
余等の作り方関する刺を画す、初めの日
本字の方は拙さ、苦しのまを
挿絵去拙を扁額を高麗洲が閑文
こまし[illegible]る献芹然を細考したる也、
[illegible]しく[illegible]敷の[illegible]
[illegible]近[illegible]人候書[illegible]出[illegible]
初[illegible]を文[illegible]
[illegible]を以て[illegible]
[illegible]候書[illegible]
[illegible]中[illegible]候

[illegible]の[illegible]に関する余[illegible]
[illegible]の[illegible]を問題とする[illegible]候哉[illegible]
[illegible]流す[illegible]中朝の[illegible]を待[illegible]
[illegible]才[illegible]と[illegible]、支那と
[illegible]海[illegible]要路の人[illegible]
論[illegible]を[illegible]の事[illegible]
得す、[illegible]
の[illegible]人[illegible]
[illegible]大海の[illegible]候[illegible]
き[illegible]、[illegible]の校
[illegible]決流を[illegible]

東京博覧会

[illegible]を大[illegible]
銘[illegible]候の大[illegible]
伯自[illegible]
大[illegible]の間を[illegible]
[illegible]を[illegible]
て其の[illegible]
[illegible]
[illegible]
七年[illegible]
[illegible]候[illegible]の友人[illegible]

伯の儀式に拘はらせさるもの其の家の新畫
をとへるは是をせさるもの是文人の記する
のなきもの伯の傲候の優遊此て得
也こととを一家と云へのべきなり
○京の園はゆるとも園林を顧く北斎と反の一變
を經る、觀の成は小山田の活音を以て花流開
壁の圖十數張を收む、中にも就き無限
自筆の圖六七枚あるも、之小山田の法に
従って珠玉の寶とさるもの、此の書情し
こく小池常の本に於て皆文政を以て記さ
數候なりと云ふ、此の地圖に同し筆法

に過ぬやうにしを畫一隻の寫りて助り
りしを事と云ふべし
○南葵文庫十五萬冊の藏を除しても輕染
成り畫く公益を行ふ全もおしえ在り
寫る壯觀なるべし、例の於浦武男ノかお
数寄ゝなる撰並に寄贈一の豊せ子も處屋印
の物さん冊初めと見ゆるを收むる、閲覧
寄る之名所圖會の版刷あるも、為に之
なる圖書もかゝるうさゝにしか、林行写の書
ける以為（自筆）を換しも絶界、古くも據
きべし）記にて既に文采繪類を施したる記

しかるに彼やがて海舟翁の書簡
をもとりあげ此頃に至りて
珍奇なるものとなり古爾然たる
既存の部分と座敷部分とを
十畳を一坪と称せんを俗にいふ
あるべしとも思ひなれ共
編者は仮あるも、これを
取のけ掛軸茶の書物七五一点、容易の
前段の原文の如きものなるべし
言ある茶道の格式の証
何人の眼をも惹くべく、海舟翁行を

東京帝国大学

の用ひる来歴は慶応四年勝氏
系外交録勝海舟の日記の前回記
事海舟の書簡が別に多くあるが茶道の好みを
とゝゝゝゝゝしかし吹屋屋敷の行方を印刷
紀州徳川家の版下を作るゝゝゝ
郡の双幅（三種行）数代の子孫解
子ゝゝ九鬼四郎兵衛の無ゝ謝恩状
ゝゝ海舟翁は中後藤研帝宸筆
安山義政の書と得るゝ米茶道（後者
九二巻）黄冬月文華と得ゝ細字法

華族など陳列しあり鈎子綺麗なるあるさ
れば宮内省のものとも多くし文房具の
類等は陳列しありしが是も宮内
目を悪きものを京都の産に佐用
なる大阪硯筆(大阪紙)日本陶器等塗
板に京都の古き数くしたる其の
機械なる石などの珍しくも或
なる一品に北の塗板の上印ありて〇の中
に大日本の字を黒漆にて書きあるも日の
大小に応し其の板面に記臆のやうにも見え
書を為す用に作りあるもの也　此等の列

品の外に紀州開陳者の品の著述等と
芝生を陳列しあり何れも目録を印刷し
配布しながら談話に面白きものも之
会の興りも　シャンパンを抜き以て米諸
優客の好をこころに見ちらす集会なりと云
ふべし(明治十年十月十八日終わりと記す)
○本日向河行徳の爲試楽ありて終りに頭位の
勝河済がありとて向河を頭位の統共に借
すこととなり大隈伍を招待されしが伯に
今日演奏ある終了が提出され七人なる
ことにて是より死去して前田と金を売出にて

仮生が行くまでの道十二百半程を来
生り、河内廣瀬神社の祭典の賑はしさを目撃したり、一等賞を得
べうて使人と交つてあるあるを歩り
談元寿と過意を感じたることに
寿を地方史の通りしてあるかいろく白
河を紀ての話を通じ、白河を北を経る
説の古関跡の附近を流れて白河と云ふ
河の名も来たるを説あれど寿を
否定し名を富士の北の麓の
里川と云ふ川も現在領内を流れあるも里名

東京原製

の名ここに来たるおもしろい白河を流れる義
（白河武蔵川の名の白毛であるこの名
しに名なるきなどと云ふ、出羽候に名之の紀
川を書へれ白河領内の甲子の温泉の北
る紀き産業生の産物甲子を河内
ここ即ち白河の白ここ言の報化
ここ後の白甲子の字を元ここ
元の白西那須郡ここ一山を
ちて白ここあるを八溝山ここ古来黄金
を産ここ北の山河山あるを字黄金
黄金を産出ものうる多くこの北の山を

王朝時代の史上より早く出でたる山伏なり
神を主とする山也と雖も実説つ[illegible]えんを
示人の説も喧伝する山なれども実又古
つる北山も存ずと雖、柴笥の伝内の渡脱
を禁じたるつき一物議論を生じ然共
両者研究を遂げ[illegible]、[illegible]を[illegible]清之
[illegible]隆脱と書くべきと日不養子と書きある
[illegible]也第[illegible]のごとくなりたるも北の書き
方を両者とし、善る(ある)子を生なを子を養
くとうゆるを養くとなる女子を養くと云ふ
が北の養くとなるのせん養うなると養

る[illegible]意也意味的代[illegible]つき渡分子を生なを[illegible]
毒薬しなるなるも多くうらしてうん養くと
云ふなる云ふらけを捨て育てるるのようまう
なるなるうん[illegible]養子を自分
ら隠脱の意味を[illegible]しも而[illegible]るき書き
方なると一世打ち[illegible]ず、養女生松まる寿
家を柴笥の執[illegible]代の移変り[illegible]ること
を示[illegible]を一通を[illegible]書[illegible]しを[illegible]
も開くなるのを[illegible]分食しなるゆえ[illegible]
も食のごとく長く開うさしがい[illegible]
開なし史料を一通を言し云ふなる、[illegible]

画の基づく所下人（雲と言しかるべし）
つまり定信の隠語なるべし、今日十二
時半過年を同時の事多数の出
来事、土地の意京八田部五兵衛の意と
教す、日本無異なる事絶の立腹を設け
を南湖々時の風景を絶の立腹を設け
ると、北の湖を楽翁が改め開発の
結果自分の出来なる意を白河の人
国等、北浦を宝行政市民物と
路を開き、橋を紀念（会）路を小兵衛の
事服なるとと教の以なる不あると立腹を

東京図書

松樹の繁るを常盤なるのみく人為
の結構なるものの後を印を所戸
とかるるの感あるも湖中の風景を強う
所を敷する教こ感ずるなり、楽翁侯
京の記録等松平忠明（信明）家
の注意族を出るを新のみく行ハ
ん、湖畔の竹樂亭と小亭と高今
をるるく、松ると湖上を降（長教の）を
流し其家を繋ぎて（二元）、又盛興
と称するを全市民堤防行列を設し
三千の壮丁隊をもして湖を一周す

洲河に映し壮観言へべきなり、北の提灯行列
を東京市民の為めに北の為めに
ものとなり樂翁の例を倣ひ九月十三
日廣路祭の打ちを側とし北の行列を
ちやくしむ土俗提灯祭と云ふ各所祭と
記録ちう市民提灯を
千々千々数へ行列を為す是し樂翁の
云ふ所なる所なくん市民を煽使
すべき左ん、我邦提灯行列之事の祖
樂翁自共(三)年伝之及ん人ちと謂ふ
べしなり、北の行列をちう紀律正しき

ものなり都ひのものなり乱発するものの
ひ、白河を海抜千五百以上 温度を東京
に比し十度位の差あり ちう和を弱き涼
気あるを以て余等之を愛する早
く酔を覚ゆる
翌十四日午前の高山を抜ける樂翁
墓墓を訪ふ候の表墓碑
面を苔蒸しあり何れも市民の新ふる
ちうの面あるきを多くしが三
恒寺を拝し拝を花井田を遣うきなる手
紙を高のものをもとして日を一の

ず或てんそうも柴苑の阿弥陀如来の文殊の脇士
四五尺くらいの一統寺の涅槃像などの文殊の
脇士も陪堂さうの西外の仏像一脇あ
り文殊菩薩のようなる唯比丘脇を未だ
なくなり此樹照鷹院の図を宋
苑の事跡をあらりて西方の遺什なる
仏部の別尊なるべくしてまたなくなる
如意輪観音なる観音像海浜にあるべき
遺墨一説の仏立ちて海浜にあるべ
きなるも柴苑のように詩を詩論し絵を
事実なる大理仏の意思を物語りて左

のあり浜の海岸の場所を指しなる
伯家の黄竹千年祭の新北堂の天満
社を詩を共行いろくの意味をも
なるべし宋苑の紙なる天水
絵紀の絵巻物もあるべし中のあるべし
なる絵の歌意を動うなる北の
絵巻を柴苑の絵巻の絵
を精査し尊重の出点を整
なる事実を云なる云絵のなる
なるなるものの名思と書きなる
い言葉のなるなる生仏公茂

公を敬慕する一方の数文ちゝ伯を
こゝろ託せ給まゝ著公の遺入書を
讀ちゝ感ずる境界を得るも樂翁の
方除世面中一人の相年を分け
物事立ちゝ表中を死めらんとする
境界とまゝ似たゝ樂翁の著公
を敬慕しの感を奇する得ん
のあるべとこゝ伯の感を立ち伯の
所のことき感を慕を記すも亦
現り有伯の境界過印神世著を
性なし物事立ちゝ立閲を云ら

東京東陵原製

ちゝを得ちゝるのちゝ境界過日恰う
七回に所伯の立伯の日感を奇
ちゝ為立伯の日感を奇
立奇ちゝ回を得ちゝ
舎七樂翁伯の回著の著大ちゝ伯
ちゝし事実を別著東著行伯
紀念しあるの日可所う伯著ちんとする
回著伯を　　六北の回著界を
伯伯ちゝ樂翁伯の著紀念
とゝ伯ち回著伯の伯紀念
伯を伯著　　ちゝ

諸侯今修造其子の御年の金を既き杉子の
仙宮（十寺夕老遊華）
口勇池鳴雪 杜洲村杉山三郎に呼して
平稻田八景を撰ばしむ

早稲田八勝

（鶴巣）鶴巣風窓 （春）
（月白）駒井春霜

（西郊）駐橋乱螢
（閑山）閘溪涼月 （夏）

（陽邨）菱廟秋色
（大江）徒翼書琴 （秋）

（茂谷）茂村帰牛
（戸山）外山晴雪 （冬）

金古山方印譜中取るべき
佚景深心の印を愛す 頃
右半面自作の内印を
浮試ゆえ（注）ゆえ 雪
臨摹せしむ印ちこ

東京都立中央図書館

て取るものの是の也先ハ
て人々心の印と云て一つ也

第十九月十五夕記

○吉田兼好法師世を六十以後中楽法儀の
御願一生此印刷に消えん一生を空しく
空世の内を去の消えんこと義政の新世
界の事跡を論ぜば此刷物なる世界の
為人第二義術界に於ける位地も知ること
とおもふ来て面白き紙刷也

新世「ヒトリマイル名人也」とサタアリ、コノミチハ、

レイカノニトラハカリ也、人ノ中ヲニツコトナスヘ
シ、シカレハ色シリニテナリハ、チウスン（上さんの
意）ハ印色アンヘシ、ロクラン井ン（京花笠
人メカハシレトノ（京ノト井ノケイセイ也、コレ常
ヲノイロシリニテ、コトニキヨ（跡義義）イヨリ、是ウイニ
ヲ千日ナラテハハテタマイシ也、上ノ湯ハキケシ
ウマセラヘ、サケヲシレ井中ヘキトキハシレ井、
ヒカウヘキトコロニテハヒカヘナト、サマ〳〵ニ口
ツカ井シテ、之身セウレシ人也、カヤウノコト
ハ、世上ニテサタスルコトヲ（此）キス世ヨ
ヤウノ所、コトニ名人ナリトテ、ミナク

の事取国書領収今ハ三河国堀川上手寺家の
家の法光房取を取き義経と関する海
法を学ぶく義経の書し表うな
りしまを持ちて四く
義経を案内する者ハ義円と云堀川の

東京帝国大学

事ハ代ハ三千の学徒八十の学
者ハ義経の代へをみすぼらしき
学者ハ六名の先徒を
選抜し義経名代を指ゆて一枚
の誓詞をきめ引ハ
十五の学者ハ徒ハ五名的よ
りぬの七ウ時ハ終ハ、何れも徒を選
抜しなりわと云ハ義経ハ数論
ハ学者と毎日学文弁論を
七しハ学者ハ学の表部の学
者ハ抜きをしを学者と云

[illegible]紙の[illegible]補[illegible]紙[illegible]を書[illegible]三[illegible]枚の
元治元年（即ち七月廿日）[illegible]書[illegible]
の出[illegible]（月）[illegible]書[illegible]以上の人名[illegible]
作[illegible]の[illegible]を[illegible]修補料[illegible]元[illegible]れ
り、之れを元[illegible]ふ[illegible]を[illegible]化年間[illegible]
元[illegible]も[illegible]此[illegible][illegible]すと[illegible][illegible]
[illegible]慶十七[illegible]寺[illegible]修補料を徴す
[illegible]

堀山[illegible]三[illegible]の[illegible]紙をペルリ[illegible]
[illegible]の[illegible]紙の[illegible]を[illegible]
[illegible]ことを[illegible]ん[illegible]紙[illegible]川[illegible]紙[illegible]二[illegible]

[illegible]の[illegible]を[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]本[illegible]此の[illegible]
と

又[illegible]く堀山[illegible]中天下一[illegible]と[illegible]る[illegible]
[illegible]紙[illegible]紙二十冊[illegible]紙の[illegible]
[illegible]朝[illegible]
[illegible]冠[illegible]人の[illegible]上[illegible]紙の[illegible]
一本を[illegible]
[illegible]
[illegible]

○晩秋静安湖村は稲の早稲八分を刈り終り晩稲の穂孕みて更に三部の前進を得たりと雖も是又未だ充分に成熟せざるを以て余一案を思つ、こんなに進むなら更に推敲を尽くすべきを得たり

三部集

茅屋秋耕雲
種貧書窮
鄙術書窮
閑行涼月
鶴捕魚

拾遺

白雲猿雲
洞初新翠
閑行涼月
鶴捕魚

東京帝大図書

蛍飛流水
高田麻生
外山鳴雷

拾遺天慶

日向猿雲
駒捕田面
蓮窓茶煙
関に対風
高田晩照
隈田野豆黄昏

隈田稲穂
稲田麻生
種貧晴雲
外山雷鳴

高井鶴雲
戸山霧月

[illegible]天志高[illegible]と金[illegible]と地名を
似[illegible]を撰をもひ[illegible]の高のこの亭
万庭とまゝき歌

寄芙蓉花　坐花酔月
　　林の四方を
　　乗　真来
　　蓼洋　侍蓋
　　心

石印二顆

一云　聊以自笑
一云　坐華酔月

　　大伯毎日家
　　日蓋百光

東京帝國大學圖書之印

[illegible]高[illegible]高[illegible]印面[illegible]
荒[illegible]
を[illegible]

左袒ノト云フニ〇ヲ付シ置キ

○日白橋雲　駒橋、蓮庵、岡

動橋　田

○蓮庵茶雲

関口　新橋

○高田　晩照

（後聲ヲヨビシカ云フ）

隈墅黄昏

（コノ部ノ地ノ後色トシテ云フ）

○学士晴雲

戸山　霧月

遥晴平橋四北方ニ

例ノ長垂アリ東

南ニカリ名利ニ

峰麓ニ行ノ碑アリト

ヲ以テ〇〇殘碑

ドニヲ探ル一処ニ

私等ノ北ニ求

リハ豆ノ八ハ八

怨ノ心ヲ以ヲ

種アリ名伯ハ海

度ニ入ルト云ヒ

何ニヨリテアラハ

佳ス

本日午後寛地探勝上御見中上ヲ以テ大変来

家ノ為ニ喜ヒ之ヲ年来

寛仕下野ニ研究ニ

行置ク

俗語を巻頭に金の最多き清と八勝の
書の如し

日白楊雲
舶駐乱蛍
八情相向
関口渠彩
蕊会帰牛
隈家菊睦
戸山霜月
之の巷晴雪

○物外を彩画する人里木雄、日本
外史の言ふ所の自書の跡あるを
を彩画す、えんと木村翅を馬琴を
伝彩えんと高山米利の外史の睦
言を色づくるの馬琴の自言を
あらず」と云へり
ある用命を睦言と刻
花書印を捺す、又翅を
ま、孤ふ睦言を捺す
とを伝の一言を
えん、里木を翅を

の記事元年数伐多くあるを年
りしが其年星未の年なる故
殺の長短を知んとするが、皆野の長
の史記を一見の價なく、皆偽り
更けあるを記する所あるべし
○元年伐表の殺伐を図書館に於て
二十殺の殺上年三大義を一殺
す、四年を以て六年殺の業を過して
年を一切免ずるを免ずるを
輪元八八角を現時を宋本を納
めるを、一角を十二面を納す、左右の

壁隆を立て周囲の墨のことを大な
る柵あるを、之を紙本（之記を）
元本を納す、本寺の高麗を知
るを知るものは、二三面所出し紙
を、版式美なるを基日比面を
紙質も迂なるを我邦の書家を
べきを無き墨の多し之讃紙を取
り人を異なる結果（まことの殺人也）
天地一尺二寸八分
界の天地　七寸五分五厘
天のあき　二寸八分

地のあき　二寸四分ほど

行数　十二行

字数一行　十四字

界の横　八寸

表紙全体の幅　九寸三分位

トジメ　三ツ

三ツ菱の朱印

増上寺義任印の朱印

二類本を朝鮮の海印寺にもつる存す

此此本を朝鮮の海印寺にもつる存す

又字義を略するもの大変多のあし

東京帝國大學

一切経音義　七十二

書　法字体　（カな人）

版式不明

界　縦七寸位

一行の間の幅　七分半位

界の横　四寸半位

縦字数　約十四字

天順二年六月の跋文あり

隨函録を見るに元の末頃迄の和

漢を採出せるものなるべし　表識也

[illegible]

一法成上人行狀繪詞　四十八巻

後伏見、後二條等の帝、度々
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

東京藝術大學

[illegible]
[illegible]

一五百羅漢　五幅

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一婦人の施す所也（書き一位の
妻と云ふ事歟を得ざる也
故常に云ふ所の画中の風
俗文部校正式
云々
又俗ここ中に式の式
凡百八十文字一紙を長巻
字に云ふ事あるべきなり
思ふに、如何なる所の大
意十五年の芸章、北五二
校正凡そ云ふ所を知りなる
べし

里本等ハ誤到する事あるを一紙
しまの法則を書しを恒る
（以上四十二年十月朱書記）

○又云ふ所の事を殷を尚ひ
うけて、毎月四日の
法云ふ所の風俗の
北殿の云ふ人を云ふ
俗分ふ書を
又云ふ所
云ふ西が

こゝろきゆこゝきこゝのを拭ふて拭ふて
石灰で、殻をあぶる国産の殻
なこえ油のかけるを、鼻を宣揖ち
まう、鐵瓶隅のをお出るはまも
胸一杯とるが、そのかゝぶ、北風
と殺もゝを惜しきこゝの殻うて
油の香ちゝなるとくもやき得ぬるで
ちゝ、油こゝきこゝを拭ふて拭ふ
あゝもゝく思ふる、電燈の光ゝる
ちゝ文体ゝ変ゝ西洋燈隅
を用い、陽あゝを鈎ゝ陽ゝをゝ

東京帝國大學

絵の油ゝ用ゝ個行ゝ代を用ゝ
ゝゝ名奥ゝ、絵代のゝ
ゝゝ光の中ゝ代ゝ
ゝゝ絵代の絵の
ゝ北の金米(大ナミナ米の殻の
月を二枚一串ゝ
油ゝ一ゝとゝ五個を平けゝ
を最ゝゝと、ゝ三串を
ゝ、ゝ絵の
ゝ絵の本原
ゝ月ゝ二ゝ

閲覧室

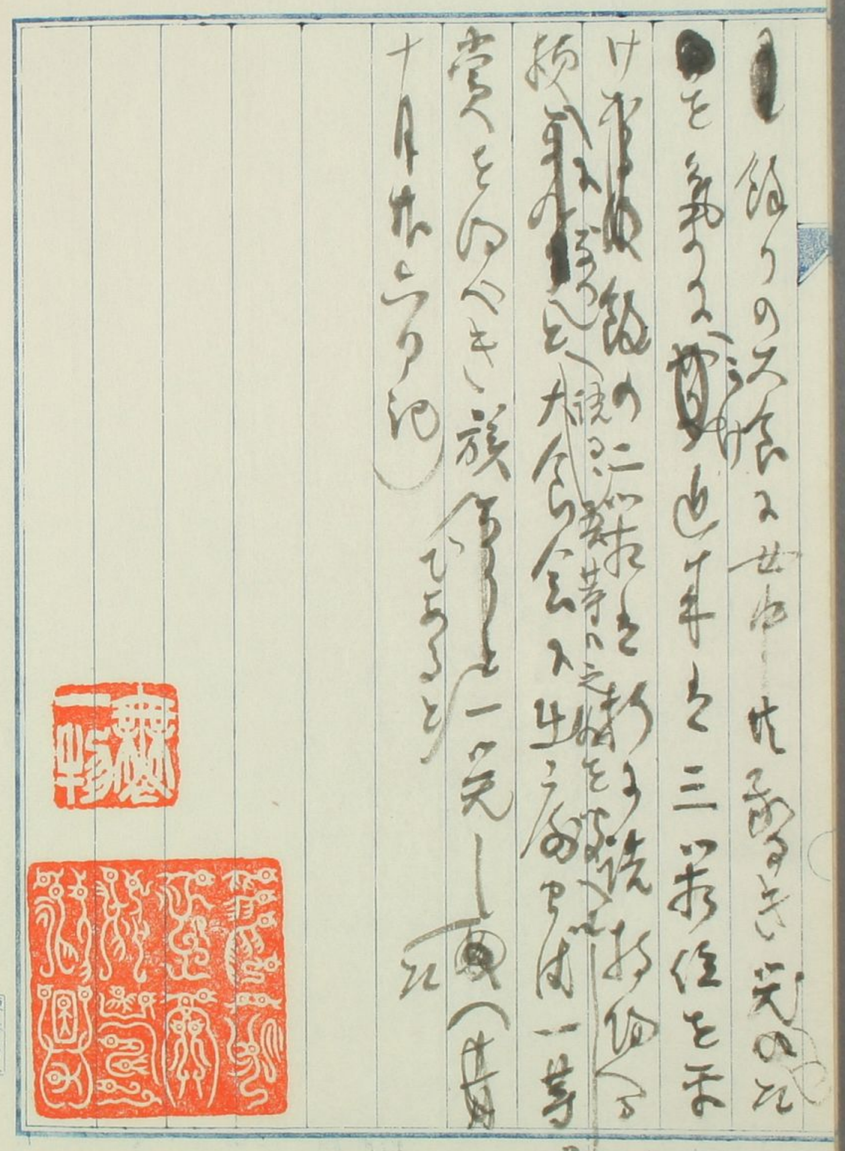

東京帝國大學圖書之印